

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和15年12月31日まで)

秋 本 交 企 第 9 1 号
令 和 5 年 4 月 1 0 日

各 警 察 署 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

原動機を用いる乳母車に係る警察署長の確認について（例規）

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条第2項第1号の規定により、原動機を用いる乳母車について警察署長が行う確認（以下「確認」という。）の手續等については、「原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認について（例規）」（令和3年2月9日付け秋本交企第22号。以下「旧例規」という。）により運用してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号。以下「府令」という。）の規定により、歩行補助車等に関する規定が整備され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、確認の手續に関しては、今後、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は廃止する。

記

1 申請及び確認の手續

(1) 申請の手續等

確認は、車体の大きさの基準（府令第1条第1項第1号に定める基準をいう。以下「基準という」。）に適合しない原動機を用いる乳母車の利用者から、利用者の住所を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に対し、別記様式第1の「確認申請書」の提出があった場合に行うものとする。

(2) 確認の方法

申請に係る利用者が原動機を用いる乳母車を特定の経路を通行させること、その他の特定の方法（以下「特定の通行方法」という。）により通行させることが、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて、利用者に次の書類を提出させ、これらの書面審査（書面のみでは判断できない場合は、申請に係る乳母車及び特定の通行方法についての実地調査）により確認の要否を判断するものとする。

ア 申請に係る乳母車を作成又は販売する者の作成に係る当該乳母車の車体の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

イ 申請に係る特定の通行方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることを疎明する書面

（例）申請に係る乳母車が通行する経路を示す見取図

(例) 見通しが悪い交差点等がある場合には、申請に係る乳母車の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある経路中の箇所において講ずる安全措置（乳母車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）が分かる書面

(3) 確認証の交付

所轄警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、別記様式第2の「確認証」（以下「確認証」という。）を交付するものとする。

2 確認証の携帯

利用者が確認に係る乳母車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

3 確認証の返納

利用者が確認に係る乳母車を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を当該所轄警察署長に返納させるものとする。

4 警察署及び警察本部における措置

(1) 所轄警察署長の措置

確認申請書により当該乳母車を確認したときは、利用者の住所、氏名、当該乳母車の型式等について交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）に報告し、番号を受けた上で、確認証に所定の事項を記入し、交付するものとする。

確認証を交付したときは、確認申請書の写しを作成した上、速やかに交通企画課長に送付し、原本は警察署で保管するものとする。

(2) 警察本部における措置

交通企画課長は、所轄警察署長からの報告に基づき、別記様式第3の「原動機を用いる乳母車確認台帳」に所定事項を記入の上、当該所轄警察署に付与した番号により整理するものとする。

5 運用上の留意事項

(1) 原動機を用いる乳母車で基準に適合しないものは、当該乳母車を特定の通行方法によって通行させることで他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて所轄警察署長の確認を受けない限り、道路交通法（昭和35年法律第105号）上の歩行補助車等には該当しないことから、このような原動機を用いる乳母車を通行させている者を発見した場合には、速やかに所轄警察署長の確認を受けるよう指導すること。

(2) 従前、原動機を用いる小児用の車として、確認証の交付を受けている者から改めて確認申請書の提出を受け、又は当該者に対して確認証を交付する必要はないので、その旨留意すること。

別記様式第 1

<p>確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第 1 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、同号の確認を申請します。</p>	
確認を受けようとする原動機を用いる乳母車の利用者	住所
	氏名
確認を受けようとする原動機を用いる乳母車	乳母車の名称
	型式
	製品番号
	<p style="text-align: center;">大きさ</p> <p>長さ センチメートル</p> <p>幅 センチメートル</p> <p>高さ センチメートル</p>
特定の経路を通行させることその他の特定の通行方法の内容	

備考 申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。

別記様式第2

7. 5	
第 号	交付 年 月 日
確 認 証	
<p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条第2項第1号の規定に基づき、次の利用者が次の特定の通行方法により次の乳母車を通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれがないことを確認する。</p>	
警察署長 印	
記	
1	利用者 住 所 氏 名
2	乳母車の概要 (1) 乳母車の名称 (2) 型式 (3) 製品番号 (4) 乳母車の大きさ 長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
3	特定の通行方法の内容 (1) 経路 (2) その他
注意事項	
1 確認を受けた乳母車を道路で通行させる場合には、必ずこの確認証を携帯して下さい。	
2 確認を受けた乳母車を利用することをやめた場合は、速やかに確認証を返納して下さい。	

1
1
5

備考 1 利用者の氏名は、利用者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和15年12月31日まで)

秋 本 交 企 第 9 1 号
令 和 5 年 4 月 1 0 日

各 警 察 署 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

原動機を用いる~~小児用の~~乳母車に係る警察署長の確認について（例規）

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。~~以下「府令」という。~~）第1条第2項第1号の規定により、原動機を用いる~~小児用の~~乳母車について警察署長が行う確認（以下「確認」という。）の~~手続等~~については、「原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認について（例規）」（令和元3年~~11~~2月~~13~~9日付け秋本交企205第22号。以下「旧例規」という。）により運用~~されている~~してきたところであるが、このたび、~~申請書への押印省略等所要の整備を行い~~道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号。以下「府令」という。）の規定により、歩行補助車等に関する規定が整備され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、~~確認の手続~~に関しては、今後、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、~~本例規の施行をもって~~廃止する。

記

1 申請及び確認の手続

(1) 申請の手続等

確認は、車体の大きさの基準（府令第1条第1項第1号に定める基準をいう。以下同じ「基準という」。）に適合しない原動機を用いる~~小児用の~~乳母車の利用者から、~~利用者の住所地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）~~（府令第1条第2項第1号に定める通行の場所を管轄する警察署長をいう。以下同じ。）~~に対し、別記様式第1の「確認申請書」の提出があった場合に行うものとする。~~

(2) 審査確認の方法

申請に係る利用者が原動機を用いる~~小児用の~~乳母車を特定の経路を通行させること、その他の特定の~~方法~~（以下「特定の通行方法」という。）により通行させることが、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて、~~利用者に~~次の書類を提出させ、当該書類の~~これらの~~書面の書面審査（当該書類書面のみでは判断できない場合においては、当該書面審査並びに申請に係る~~小児用の~~乳母車及び特定の通行方法についての~~実地調査~~）により確認の~~適要~~否を判断するものとする。

ア 申請に係る~~小児用の~~乳母車を作成又は販売する者の作成に係る当該~~小児用の~~乳母車の車体の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

イ 申請に係る特定の通行方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることを疎明する書類面

(例) 申請に係る小児用の乳母車が通行する経路を示す見取図

(例) 見通しが悪い交差点等がある場合には、申請に係る小児用の乳母車の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある経路中の箇所において講じざる安全措置（小児用の乳母車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）が分かる書面

(3) 確認証の交付

所轄警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、別記様式第2の「確認証」（以下「確認証」という。）を交付するものとする。

2 確認証の携帯

利用者が確認に係る小児用の乳母車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

3 確認証の返納

利用者が確認に係る小児用の乳母車を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を当該所轄警察署長に返納させるものとする。

4 警察署及び警察本部における措置

(1) 所轄警察署長の措置

確認申請書により当該小児用の乳母車を確認したときは、利用者の住所、氏名、当該小児用の乳母車の型式等について交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）へに報告し、番号を受けた上で、確認証に所定の事項を記入し、交付するものとする。

確認証を交付したときは、確認申請書の写しを作成した上、速やかに交通企画課長へに送付し、原本は警察署で保管するものとする。

(2) 警察本部における措置

交通企画課長は、所轄警察署長からの報告に基づいて、別記様式第3の「原動機を用いる小児用の乳母車確認台帳」に所定事項を記入の上、当該所轄警察署へに付与した番号により整理するものとする。

5 運用上の留意事項

(1) 原動機を用いる小児用の乳母車で車体の大きさの基準に適合しないものは、当該小児用の乳母車を特定の通行方法によって通行させることで他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて所轄警察署長の確認を受けない限り、道路交通法（昭和35年法律第105号）上の歩行補助車等には該当しないことから、このような原動機を用いる小児用の乳母車を通行させている者を発見した場合には、速やかに所轄警察署長の確認を受けるよう指導すること。

(2) 従前、原動機を用いる小児用の車として、確認証の交付を受けている者から改めて確認申請書の提出を受け、又は当該者に対して確認証を交付する必要はないので、その旨留意すること。

この担当 交通企画課企画係 (☎5024)

別記様式第 1

<p>確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第 1 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、同号の確認を申請します。</p>	
確認を受けようとする原動機を用いる 小児用の 乳母車の利用者	住所
	氏名
確認を受けようとする原動機を用いる 小児用の 乳母車	小児用の 乳母車の名称
	型式
	製品番号
	大きさ 長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
特定の経路を通行させることその他の特定の通行方法の内容	

備考 申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。

別記様式第2

7. 5

第 号

交付 年 月 日

確 認 証

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条第2項第1号の規定に基づき、次の利用者が次の特定の通行方法により次の~~小児用の~~乳母車を通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれがないことを確認する。

警察署長 印

記

1 利用者
住 所
氏 名

2 ~~小児用の~~乳母車の概要

(1) ~~小児用の~~乳母車の名称

(2) 型式

(3) 製品番号

(4) ~~小児用の~~乳母車の大きさ

長さ	センチメートル
幅	センチメートル
高さ	センチメートル

3 特定の通行方法の内容

(1) 経路

(2) その他

注意事項

1 確認を受けた~~小児用の~~乳母車を道路で通行させる場合には、必ずこの確認証を携帯して下さい。

2 確認を受けた~~小児用の~~乳母車を利用することをやめた場合は、速やかに確認証を返納して下さい。

- 備考 1 利用者の氏名は、利用者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

